

補助事業番号 27-1-113
補助事業名 平成27年度自転車の活用による地域振興、交通マナー啓発等の活動補助事業
補助事業者名 一般社団法人 自転車協会

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

①自転車工業の基礎調査補助事業

わが国の自転車工業の実態を把握するとともに、生産、流通等を調査解析し、これらに関連する資料を収集整備して、自転車の安全施策及び流通対策等に対処することにより、自転車工業の安定成長の確立を図り、もって自転車産業の振興に寄与することを目的とする。

②自転車デザイン保全登録補助事業

近年、自転車のデザイン、新素材等の進歩は著しく次々と新製品が紹介されてきている。自転車のデザインについては意匠法による保護制度が確立されているとはいえ、ライフサイクルが短いため他人による模倣、盗用があつてを絶たないのが現状である。当会においては特許庁と協力して自転車のデザイン保全制度を実施し、学識経験者等による審査委員会において審査を行った上、意匠登録に先行する業界としてのデザイン保全登録を行っている。これにより自転車デザインの模倣、盗用を防止して独創的なデザインの保護に資することを目的とする。

(2) 実施内容

①自転車工業の基礎調査補助事業

自転車、同部品及び付属品製造、輸出入業の実態を把握するため、(一社)自転車協会に加入する企業を対象に、その労務、生産、流通及びこれらに関連する事項についての実態調査を行い、集計し、「自転車工業の基礎調査補助事業報告書」を作成し、会員企業等に頒布した。

②自転車デザイン保全登録補助事業

当会のデザイン保全規定による審査委員会を開催し、デザインの登録申請があつた案件について審査基準に基づく公正な審査を行い、新規性があると認められたものについて保全などの登録を行い、その内容を掲載したデザイン保全広報(No. 220~No. 222)を作成し、会員企業等に頒布した。

平成27年度における、登録申請件数は12件(完成車2件、部品10件)であつた。